

第11回税制調査会議事録

日 時：平成26年 9 月 29 日（月） 13時00分～

場 所：財務省第 3 特別会議室（本庁舎 4 階）

○中里会長

ただいまから「第11回税制調査会」を開会します。

まず、会議の流れについて、簡単に御説明します。

税制調査会では、昨年 6 月の設置以降、国際課税、マイナンバー制度、法人課税、配偶者控除などのトピックについて、皆様の御協力のもと、実に精力的に議論を重ね、直近では今年の 6 月 27 日に総会を開催し、「法人税の改革について」や「国境を越えた役務の提供に対する消費税」について審議を行いました。

このような中で、今日は二つのトピックを取り上げます。一つは BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトに関して、昨年 10 月から国際課税ディスカッショングループ（以下、「国際課税 DG」という。）を中心に、田近座長のもとで議論を重ねてきました。今月の 16 日、これについての OECD における議論が一通り、第一次的にまとめ、「BEPS 行動計画に関する第一弾の報告書」が公表されました。これについては、先般の G 20 においても言及されました。

本日は、この問題に関し、OECD 租税委員会議長でもある財務省の浅川国際局長にお越しいただきましたので、最初に浅川局長から概要について御報告いただきたいと思います。

次に、国際課税 DG 以外のディスカッショングループ（以下、「DG」という。）や、基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）で議論したトピックについても「骨太の方針 2014」などで取り上げられていますので、これについて事務局より説明していただきます。

なお、これに加え、最近の政府の動向として、経済財政諮問会議のもとに専門委員会として「選択する未来」委員会が設置されています。税制調査会からは、増田委員と吉川洋委員がこの委員会に参加されています。5 月にそれまでの議論の中間整理が取りまとめられましたが、その内容についても、税制を検討していく上で示唆を含むものでありますので、事務局から説明していただきたいと思います。

また、御法川財務副大臣と二之湯総務副大臣が、到着され次第、御挨拶をいただきたいと思います。

それでは、カメラの方はここで御退室をお願いします。

（カメラ退室）

○中里会長

それでは、議題に入ります。

先ほど申し上げたとおり、まず、BEPS プロジェクトの進捗状況について、浅川国際

局長から御説明いただきます。

それでは、浅川国際局長、よろしく申し上げます。

○浅川国際局長

OECDの租税委員会で議長を務めています浅川です。

昨年10月にも一度、税制調査会に参加させていただき、BEPS行動計画の概要について説明をさせていただきました。今日は再度お招きいただいたので、その後の進捗について、先ほど会長からも説明がありましたが、全部で15項目あるBEPS行動計画のうち、今月勧告が公表となり、今回ケアンズで行われたG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出された7項目について、御報告をさせていただきたいと思っております。

お手元の総11-1と総11-2の二つの資料がBEPS関連の資料ですので、こちらを御覧ください。

まず、総11-1の1ページ目の、「税源浸食と利益移転（BEPS）の行動計画」を御覧ください。これはBEPSの背景であり、特に最初の○のとおり、リーマンショック後、日本も含め、各国とも財政拡張で金融危機を乗り切るべく、大胆な財政拡大政策をとりましたが、その結果、財政状況が悪化しました。それが巻き戻ったのが2010年のG20のサミットでありました。

財政状況を改善させるために、各国とも、より多くの国民負担を求める必要に迫られる中、特に、グローバルに活躍する多国籍企業について、二つの問題が浮き彫りになってきました。

一つは、どこの国にも税金が納められていないのではないかということです。これまで国際課税の分野においては、二重課税を回避しなくてはならず、同一の所得に対して、様々な国で複数課税がなされるのは経済活動にとって中立的ではないということで、それをどのように回避するかというルールづくりをしてきました。しかしここに来て、二重課税ではなく、二重非課税というどこの国にも課税されていない状況が出てきました。あるいは税金は納税されていますが、必ずしも、多国籍企業が経済活動を行い、収入を上げ、所得を上げているところで適正に課税されていないのではないか、という問題意識が非常に高まってきたということです。

二つ目に書いていますとおり、OECDでも2年前の6月にその問題について議論を行おうということで、BEPS（Base Erosion and Profit Shifting）「税源浸食と利益移転」と名付けたプロジェクトを立ち上げ、1年間かけて様々な論点を議論しました。このような議論を受けて、二つ目の○の三行目に書いていますが、昨年の7月19日にOECDは「BEPS行動計画」を公表し、多国籍企業に対する課税を適正化するためには一つ、二つの論点のみではなく、15個の論点すべてを解決する必要がある、結果的には、今まで築き上げてきた国際課税ルールを根底から見直さなくてはいけないということになりました。この行動計画は昨年の7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議や9月にサンクトペテルブルクで行われたG20サミットにも提出され、各国から全面的な指示

を得ました。以前私が税制調査会に出席したのは、この昨年のG20サミットの直後でした。

前回の御説明の際にも申し上げましたが、三つ目の○で、このBEPSプロジェクトの一つの特徴は、OECDのプロジェクトでありながらG20にも開放した点にあります。今日現在34か国あるOECD加盟国は先進国が多く、先進国のみで国際課税のあり方を議論して結論付けたとしても、恐らく現実には対応しないであろうということで、このプロジェクトに限り、米印に書いてありますように、OECDには加入していないが、G20に加入している中国、ロシア、アルゼンチン、ブラジルなどの8か国に対し参加を持ちかけたところ、8か国全てが正式なメンバーとなりました。正式なメンバーは、当然当初から議論に加わりますし、投票権も持ちます。その代わりに、メンバーシップとして正確に理解していただくという意味で、完全なイコールフットイングで参加していただいております、これらの国々を含めて議論がスタートしました。

下から二番目の○に書いていますとおり、結果的に15項目全てを一度に行うことは至難の業であり、三段階に分けて勧告を出そうということになりました。三段階とは、一段階目が今年の9月、二段階目が来年の9月、最後の第三段階目が来年の12月です。先ほど会長からも御紹介がありましたとおり、9月16日に、その第一弾の報告書、15項目中7項目の報告書が公表されました。

最後の○については、前回の御説明の際にも申し上げましたが、OECDの勧告が出た後、その勧告に基づき、各国、必要な国内法及び租税条約の改正を行っていただくこととなります。OECDは各国に物事を強制することができる国際機関ではないため、あくまで勧告という形ですが、当然、議論の第一歩から全ての加盟国及びOECD非加盟国のG20諸国が参加していますので、これらの国々については勧告に基づき、国内法と条約の改正をしていただくことが強く期待されます。今後は、第二弾、第三弾が来年の9月、12月に予定されているため、引き続き議論を行うとともに、第一弾の報告書のうち、今回、決めきることができなかった論点についても引き続き議論していくという計画になっています。

2 ページ目は説明が重複しますので割愛させていただきますが、一点だけページの中頃にありますように、昨年6月にG8サミットがイギリスのロックアーンで行われた際に、イギリスのキャメロン首相がこのBEPSプロジェクトを取り上げ、首脳間で1時間程度具体的に多国籍企業の租税回避問題について議論が行われ、政治的に大変注目されることになりました。このことは私にとっても非常に印象的な出来事でした。

そして、3 ページ目は、G20財務大臣・中央銀行総裁会議の声明です。先々週にオーストラリアのケアンズで行われ、麻生財務大臣も御出席されました。これを見ていただきますと、8. という箇所にBEPSの話が書いてあります。二行目から、「本日、2年間に亘るG20/OECD税源浸食・利益移転（BEPS）行動計画の完了に向けて重要な進展が成されたことを歓迎する」と書かれており、要するに第一弾の報告書が公表にな

ったということであり、これを歓迎するとともに、来年、2015年中に残りの8項目、全ての行動項目を取りまとめることにコミットするという一方で、G20の大臣レベルで強いコミットメントをいただきました。

さらに、今日のBEPSのトピックスには関係ありませんが、このコミュニケには、「相互主義に基づいた、税に関する情報の自動的な交換のための、最終決定された国際的な共通報告基準を承認する。」と書いております。これは昨年10月に申しあげましたが、税の自動的な情報交換、これはアメリカのFATCAという法律が措置されたことをきっかけに一気に広まった話なのですが、それをOECDとして取り上げ、今後はアメリカとの間だけでなく、OECD加盟国、さらにはそれに賛同するOECD非加盟国も取り込み、一定の形式にのっとって行おうということになりました。本年7月に、その形式や細目や形式について合意に至り、OECDがその基準を公表しましたので、それをG20において支持していただきました。

5 ページ目から、先ほど申しあげた、BEPS行動計画の15項目とは何かということが列挙されています。その中で、今回、行動計画1、2、5、6、8、13、15の合計7つの項目について報告書が公表されました。

勧告の中身を申し上げますが、まずは8 ページ目の電子商取引の話です。電子商取引に関しては御案内のように、従来の法人税課税のPEルールからすると、源泉地国においてPEの認定が難しく、法人税の課税が困難であるという問題があります。この問題にどのように対処するかということで、今回、OECDは四つのオプションを提示しました。それが【対応】の(A) (B) (C) (D)になります。(A)については、今のPE概念で捕捉できなければ、PE概念を拡張し、どうにか電子商取引を捕捉できないかというオプションです。

具体的には、OECDのモデル租税条約の5条のパラグラフ4に、準備的・補助的活動の規定が書かれていますが、それを多少拡張することにより、電子商取引に関する問題に対応することができないかということです。あるいは、Significant Digital Presenceという言葉が報告書に出てきますが、例えば、デジタル化した活動を行い、そのデジタル商品が広くその国に浸透している場合にはPEに認定して良いのではないかという案も提示されています。全く新しいPE概念ですが、そのような新しいPE概念を作り出すことによって対応することができないか、これらが最初の(A)のオプションです。

(B)のオプションは、PE概念ではありませんが、データの大量の収集から経済的利益を得ている場合に、そのデータの価値に着目するというものです。データの価値とは言え、具体的な数値はなかなか出ませんので、報告書では、例えば、バイト数に応じて課税したらどうか、あるいはバンド幅に応じて課税したらどうかという技術的な論点がいくつか提示されています。

さらに、(C)のオプションは、電子商取引は役務提供に係る役務提供への対価の

支払いは、通常、金融機関を通じて行われることに着目し、その支払に対する源泉徴収税を創設したらどうかというオプションです。

以上の三つは、所得に対する課税ですが、最後の四つ目の（D）は消費課税です。法人所得課税での対応が難しい場合、消費税課税で対応するという案は当初から念頭にありましたが、今回、ここに書いていますとおり、基本的には仕向地主義が望ましいとしたうえで、特に消費者向けの取引に関しては、海外事業者からの消費税の徴収の有り方に関して具体的な提言を行っています。以上が電子商取引の勧告の四つの論点の概要です。

次に9ページ目の、ハイブリッド・ミスマッチについてお話します。ある金融商品や事業体が国によって税務上の取り扱いが違うため、それを利用すると、一回の支出が複数の国で複数回損金算入されたり、あるいは支払者側の国で損金に算入されると同時に受取者側の国で益金に算入されないということで、二重非課税が生じる場合があります。これをハイブリッド・ミスマッチといいます。これに対してどのように対処するかということですが、ここに書いてある対応は今回の報告書のごく一部であり、様々なケース分けを行い、それぞれのケースにのっとり、国内法上どのような措置を取れば、そのハイブリッド・ミスマッチを防ぐことができるかということについて提言をしています。その中で一点、具体例として、外国子会社からの配当を益金不算入とする制度に関するケースについて、【対応】に記載しております。この制度は日本も導入しており、外国子会社からの受取配当は非課税になっています。この制度が適用される場合において、配当支払者側の国で、その配当が実は損金算入されているというケースがあります。

例えば、優先株に対する配当は、日本では配当として扱われるため、海外子会社から優先株に対する配当が来ると、益金不算入となり、日本で課税されません。一方、オーストラリアなどの一部の国においては、優先株の配当の場合には国内法で損金算入を認めていますので、結果、オーストラリアに所在する外国子会社の発行した優先株に対する配当を日本で受け取った場合、オーストラリアでも課税されず、日本でも課税されないという意味で、二重非課税が生じてしまいます。国際課税の世界では、二重非課税はいずれか一方で適切に課税するというルールを決めています。今回の報告書では、この例の場合には、益金不算入制度を導入している配当の受領国側で、その適用を停止することで対応すれば良いという勧告が入っています。

続いて、行動6についてですが、これは租税条約の濫用防止規定に関する行動です。一見すると条約の相手国の居住者に見え、条約上決めた様々な特典を与えることができるように見えますが、実態はペーパーカンパニーであり、その実質的な所有者が実は租税条約を締結していないタックスヘイブンなどにあつたという場合には、条約の特典を付与されるべきでない者にまで、特典が付与される可能性があります。このような租税条約の濫用を防止するための方策として、報告書では二つの具体的方法が提

示されています。

一つ目は特定制限規定（LOB）といたしまして、条約の特典を受ける者の属性に基づく客観的なルールに基づき、一見して居住者ではあるが、実は真の居住者でない場合に、条約の特典の付与を停止する規定です。

もう一つは、主要目的テスト（PPT）といたしまして、者に着目するのではなく、参考1の真ん中に書いていますが、ある特定の取引が条約の特典享受を目的としてその取引がなされている場合には、それは不当であるということで、条約の特典の付与を停止する規定です。

以上の二つの規定をどちらも条約に盛り込むというものが①のオプションです。PPTのみでも良いというものが②のオプションです。者に着目した特典制限規定と、導管取引防止規定を国内法もしくは租税条約に盛り込むというものが③のオプションです。このような三つのオプションを示し、それぞれ国によって状況は違うでしょうが、最低限、この三つのうちいずれかの規定を採り、条約の濫用を防止しようということが勧告されています。

なお、我が国も現行日米租税条約第22条において、相当包括的なLOBを導入しました。オランダとの租税条約にも導入しています。PPTが入っている条約もいくつかあります。このように、我が国は従来から今回の勧告内容に沿った条約締結方針を採ってきており、特に締結方針の大きな変更は必要ないと思います。

次に、行動8についてですが、これは移転価格税制（TP）です。前回の御説明の際にも下にある図を用いて御説明申し上げた記憶がありますが、そもそも無形資産を移転したときの譲渡価格が適正なものかどうか、それを恣意的に低い価格で設定することにより、図で言うA国からL国に利益を移転させる可能性はないのか、また、それをどう捕捉するのか、あるいは、L国が非常に低い価格で譲渡された無形資産を使い、B国で経済活動を行った結果、相当程度利益を上げた際、それに対してどのように課税すべきであるかが論点として挙げられています。

このように無形資産に係る取引の場合には、移転価格ルールの適用が非常に難しいため、OECDにおいて適正なルールを決めるべく、今回の報告書においては、無形資産の評価方法テクニックとして、Discount Cash Flow法を導入しました。この方法は、括弧内に記載があるように、ある無形資産から生じる将来の予想収益を現在価値に割り引いて当該無形資産の適正な評価額を算定するものです。

今回は、そこまで決めることができましたが、例えば、法体系と対価をどのようにリンク付けるか、また法的処理、あるいは資金拠出との関係をどのようにリンク付けるかという論点などがたくさん残っており、それに関しては引き続き議論を行うこととされています。

例を申し上げますと、無形資産を譲渡した時点で必ずしも合理的に想定し得ないような利益や損失が将来に発生した場合、そのようなエクスポストの利益損失をどのよ

うに捉えるかということです。一つの考え方としては、事後的に実現した利益や損失はいずれにしても譲渡時点で想定しえなかったのであるから、それは法的な所有者に帰属すべきであるという議論があります。

もう一つは、そうは言いつつも、現実に無形資産から多くの利益が生じたことは事実であるのだから、それは移転価格ルールに基づいて、事業ごとに利益の帰属を判断すべきであるという議論もあり、引き続き今後も検討されることとなっています。

次のページの行動13についてですが、これは、新聞などを賑わせている、移転価格税制の話です。課題にありますとおり、例えば、多国籍企業グループの親会社が日本にあり、子会社が様々な国にある場合、そのようなグループ内の取引を通じた所得の海外移転を把握するためには、やはりグループの全体像に関する情報が必要であるということで、今回、ページの下に書いていますマスターファイル、ローカルファイル、国別報告書（カンントリー・バイ・カンントリー・レポート（CBCレポート））という三つの報告書を多国籍企業に対して提出を求めることをOECDとして勧告しました。

【対応】に書いていますが、このような情報を様々な様式で各国が多国籍企業の親会社、子会社に求めると、多国籍企業の事務負担が膨大なものになるため、そこは共通様式を策定した方が良いということで、BEPSでは以下のような形でまとめました。

マスターファイルとは、親会社が作成するグループ内の全体像に関する一般的な情報を記述していただく文書となっており、ローカルファイルは、親会社、子会社それぞれが作成していただく、会社ごとの情報をまとめた文書となっています。そして、CBCレポートは親会社が作成し、そこに書いていますとおり、国ごとの収入・利益・税額・資本金等の財務情報等々、カンントリー・バイ・カンントリーの情報を書き入れていただくことまで決まりました。

しかし、一点、いまだ決めることができなかった点があります。特にCBCレポートで問題になりますが、親会社が作成したCBCレポートをどのように子会社が所在する所在地国の税務当局とシェアするかということです。このシェアの方法に関しては、今回決めることができず、今後3か月程度継続検討し、来年の1月には決めたいと思いますが、具体的には、CBCレポートの交換を租税条約に基づいた枠組みを通じて行うか、あるいは租税条約とは別に、それぞれ親会社が子会社にCBCレポートを渡し、子会社が自分の会社が存在する所在地国の税務当局に渡すといった二つのオプションのメリット・デメリットは、現在、一生懸命検討されているところです。

最後に、総11-2の10ページ目です。行動15、多国間協定の開発についてです。これは増井委員には大変お世話になった話ですが、実はBEPSは、今申し上げた行動計画2のハイブリッド・ミスマッチの話や、6の条約濫用の話など、条約を改定する必要がある論点が多くあります。しかし、租税条約は、日本においても五十数本あり、全世界合わせると3,000本程度もあるため、これを一本ずつ改正するとなると、一本の改正に数年かかり、到底埒が明かないということで、今回のBEPS行動計画に関連する論

点に関しては、多国間協定を一本策定し、それに各国が署名することにより、署名国が有している既存の二国間条約を全てオーバーライドできるようにしてはどうか、という案が提示されました。従来、租税条約の世界でこのようなマルチの条約はあまりありませんでしたが、このような多国間協定の開発は望ましいですし、フィージビリティもあるという専門家の意見もいただいたため、これも今回の勧告に盛り込まれています。

○中里会長

ここで、大変お忙しい中、時間を縫って、御法川財務副大臣と二之湯総務副大臣にお越しいただきました。まず、御法川財務副大臣から御挨拶を賜ればと思います。よろしくお願いいたします。

○御法川財務副大臣

御紹介いただきました財務副大臣の御法川です。

本日は、お忙しい中、委員・特別委員の皆様にご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

税制調査会におかれては、昨年6月の立ち上げ以降、これまで主な議題ごとに国際課税DG、マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ（以下、「マイナンバー・税務執行DG」という。）、法人課税ディスカッショングループ（以下、「法人課税DG」という。）、基礎小委を設置され、大変精力的な御審議をいただいております。

その結果、これまでも多くの重要課題について、論点整理や報告の取りまとめを行っていただき、政府に対し、税制上の対応に関する大変重要な指針をいただいているものと承知しています。

もとより税制は、私たちの社会や国家、そして私たちの世代や将来の世代、言わば国のインフラストラクチャーかつ国家の礎であり、経済社会の構造が変化していくことに合わせ、税制とのミスマッチを常に検証していく作業が必要であると考えています。専門的かつ中長期的な視点に立ち、こうした役割を担っているのが税制調査会であり、感謝と敬意を表する次第です。

最後に、税制調査会では、中里会長、神野会長代理をはじめ、委員各位の充実した御審議をお願いして、私の挨拶とさせていただきます。

○中里会長

ありがとうございました。引き続きまして、二之湯総務副大臣から御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○二之湯総務副大臣

御紹介いただきました総務副大臣の二之湯智です。

臨時国会の開催日と重なりまして、大変遅れましたことをお詫び申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、中里会長、神野会長代理をはじめ、多数の委員の先生方に、御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

税制調査会におかれては、総理からの諮問を受け、三つのDGと基礎小委を設け、各般にわたる課題について順次御審議をいただきました。中でも6月末の総会で取りまとめていただいた「法人税の改革について」は、法人事業税の外形標準課税の見直し等について方向性をお示しいただきました。総務省としても、関係団体の御意見等を伺いながら検討を進めます。

こうした中、今般、配偶者控除のあり方など、所得課税等について議論が深められているものと存じます。これは女性のさまざまな働き方や、家庭や地域における役割などにも深く関わる非常に重要な問題の一つです。委員の先生方には、引き続き専門的・多角的な私見を存分に発揮していただき、積極的な御議論をお願いしたいと考えております。

以上、簡単ですが、私からの御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○中里会長

二之湯総務副大臣、本当にどうもありがとうございました。

お二人は、国会の都合もごさいますので、中途退席なさいます。ありがとうございました。

(両副大臣退室)

○中里会長

それでは、議題に入ります。

○浅川国際局長

会長、一つよろしいですか。

○中里会長

浅川局長、どうぞ。

○浅川国際局長

総11-1の10ページ目の、行動6の箇所で一つ説明を飛ばしてしまいました。恐縮ですが追加で説明させていただきます。

10ページ目の参考2の濫用防止に関して、一つ、具体的なケースが書かれております。これは株式譲渡によるキャピタルゲイン課税を回避する例です。キャピタルゲインに対する課税は、一般的な租税条約上の規定では、譲渡者の居住地国でのみ課税できることとされています。これを念頭に置いた上で①を御覧いただきますと、例として挙げさせていただいているのは、甲がA国を出国をし、出国先のB国は国内法においてキャピタルゲインが非課税とされている国であるというケースです。A国からB国に出国した場合は、B国の居住者になります。そうすると、今申し上げたとおり、租税条約上、甲がその後実現する株式譲渡等によるキャピタルゲインは居住地国、すなわちB国でしか課税できませんが、偶然にB国の国内法でキャピタルゲインは非課税であるため、B国では課税されないことになります。一方、A国では、甲は既に出

国しているため、非居住者の扱いとなり、居住地国課税を行うことができないこととなります。結果的にA国でもB国でもキャピタルゲインに対して課税されないという二重非課税を生ずることとなります。これはある意味では租税条約の濫用の一つの例なのかもしれません。

この対応策として、日本ではまだ導入されていませんが、アメリカなどの一部の国においては、甲がA国を出国するときに、その出国時の保有株式等の未実現利益に対し、一旦課税を行う制度を導入しています。これを出国税、イグジットタックスと言います。この制度により、A国が出国時に保有株式等の未実現利益に対して課税を行う場合、甲はA国の居住者ではなくなるため、この課税が「キャピタルゲインは居住地国のみが課税」という原則に抵触しないかという論点がありました。今回の報告書では、これはあくまでも居住者であったとき、A国を出国する時点での課税であるため、条約には抵触しないという支持をいただいています。以上、租税条約の濫用防止の一つの例として申し上げたかった点です。

○中里会長

それでは、委員の皆様から、ただいまの御説明に関して、御意見、御質問等があれば頂戴したいと思います。

佐々木特別委員、どうぞ。

○佐々木特別委員

BEPSについては、経団連としても、これまでOECDの公開討議草案にコメントを出したり、パリの公聴会に参加するなど、様々な対応を行いました。結果的に我が国の産業界の意見がかなり取り入れられた項目もあり、特に先ほど御説明がありました行動13については、国別報告、マスターファイルの記載事項について、非常に簡素化されたと思っています。その提出・共有方法が、先ほどの御説明にありましたように、来年の1月まで慎重に議論されるということですので、よろしくお願ひしたいと思いますし、交渉に当たられた財務省、国税庁の担当者の皆様、特にリーダーシップを発揮されました浅川局長には非常に敬意を表しております。

それでも二つお願ひしたいことがあります。一つは、国内法の改正についてですが、BEPSの15項目の行動計画は先ほどの御説明のとおりですが、その内容が非常に多岐に亘っており、相互に密接に関係しております。執行に際しての関係国間の協調も欠かせません。今後、様々な成果物が公表され、国内法制化が検討されることになると思いますが、他の行動計画との整合性や、諸外国の動向、そして、納税者の事務負担について十分御留意いただき、我が国の立地競争力の低下に繋がることのない制度設計をお願ひしたいと思います。施行については、新しい制度であるため、少なくとも一定の準備期間を作ってお願ひしたいと思います。

二つ目として、積み残しは必ず出ますし、その対応をよろしくお願ひしたいということです。行動13の国別報告についても、それには経営情報その他も全てが入ってい

ますので、機密情報保護の観点から、条約による情報交換方式が望ましいと考えています。今後も日本政府としてぜひ主張を続けていただきたいと思います。

そして、行動13の関連の文書についてですが、進出国で誤って利用されることで新たな二重課税のリスクを生み出す可能性も十分にありますので、行動14、15で、租税条約における紛争解決メカニズムを強化することも考えつつ対応を図っていただきたいと思います。これは具体的に言うと、全ての条約に仲裁規定を盛り込むことが不可欠であると思いますので、その点をぜひ御留意いただきたいと思います。

○中里会長

古賀特別委員、どうぞ。

○古賀特別委員

二点、御質問並びに現下の情勢についてお聞かせいただきたいと思います。

まず一つは、枠組みの問題です。いわゆる新興国、途上国をこのBEPSプロジェクトの中にどのように参画させるかということについても非常に大きな問題であると思います。しかし、現在の仕組みこの中間報告では、恐らく途上国のが十分には関与できないと認識していますが、今後、この種の事柄が議論されるのかどうか質問です。

二点目は、BEPSと関連して、シャドウバンキング、あるいは資本のプライベートプールへの課税対策、この件についてどうしていくかも非常に大きな課題だと思えます。OECDは残念ながら非常に取り扱いが難しいという現下の見解ですが、税制と金融に対する包括的なアプローチをどのようにとるべきかという、その種の課題にも繋がるため、これに対しての見解があれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○中里会長

それでは、浅川局長、お二人のご質問等について、コメントをよろしく願いいたします。

○浅川国際局長

佐々木特別委員からのコメントですが、行動計画13に代表されますように、我々も、日本の経団連をはじめとする日本の経済界だけではなく、世界の経済界から様々なコメントをいただきました。それを踏まえ、特にCBCレポートの内容に関しては、当初案よりは相当限定した形で今回はまとめました。シェアリングの話が佐々木特別委員からありましたが、そこは非常に争いのある点です。

一つは、佐々木特別委員がおっしゃいました情報のコンフィデンシャルティーをどのように保護するかという観点です。具体的には、子会社方式は、CBCレポート等を親会社から子会社に渡すと、そこで、濫用が行われる可能性があります。その濫用が行われる可能性をどのように防止し、濫用が行われたときにどう対応するのかという観点からすれば、条約方式の方が優れているのではないかという議論があります。他方、条約方式は、各国が国内法で企業から集めた情報を、租税条約を通じて交換するため、どうしても時間と手間がかかり、時宜を得た情報の入手という観点からは、むしろ子

会社方式の方が優れているのではないかという議論もありました。

もう一つは、条約方式であると、租税条約を結んでいない国とはこのような情報交換ができないため、カバレッジをどのようにするのかという問題が発生します。カバレッジを考えるならば、むしろ子会社方式の方が良いのではないかということを主張する国もありました。今のところ、その結論を得ることができなかつたため、引き続き検討し、1月に租税委員会の本会合で結論を出したいと思います。佐々木特別委員のおっしゃる懸念は良く理解していますが、それを踏まえて取りまとめを行いたいと思います。

そして、国内法の改正に関しては、関係国間の協調が必要であるため、それにより納税者の事務負担をできるだけ軽減する方向で、やはりコンプライアンスコストが必要以上にかかる、様々な問題が結果的に出ますので、そこは納税者に不必要な負担をかけない範囲で、BEPSは厳正に対応する必要があります。このバランスを上手くとりながら考えたいと思います。

今回の報告書では、国内法の改正に関する論点はあまりありませんでしたが、残った八つの論点は国内法に関わる論点が多くあります。その点を恐らく佐々木特別委員は心配されていると思います。それに関しては、各国とも、当然、国税当局や、様々な経済界からも意見を踏まえた上で代表が来ておりますので、様々な意見が反映された議論がなされると思います。

また、立地競争力を低下させない範囲とおっしゃいましたが、逆に立地競争力を確保するためにも、厳正な最低限の共通ルールを作り、各国がある意味では税制の協調に向けて運用をすべきであると思います。

次に、古賀特別委員からのコメントですが、BEPSプロジェクトについては、先ほど申し上げたように、まず、OECD非加盟国であるG20加盟国8か国をメンバーに加えましたが、実は、これ以外の途上国に関しては、何も行ってないわけではありません。OECDではアウトリーチ活動として、従来から途上国に対してOECDで決めたルールの御説明を行う機会を積極的に設けてきています。

それとは別に、主として情報交換についてですが、グローバルフォーラムというOECD非加盟国を含む約150か国程度が参加する会議を利用して説明の場を設けたり、各地域別にBEPSに関する説明会を年に二回程度開くなど、できる限り途上国にキャッチアップしていただくような努力を行っているところです。しかし、古賀特別委員がおっしゃったように、G20のメンバー国として正式に参加している国に比べれば、どうしても関与の度合いは弱いため、今後、BEPSに参加していない新興国や途上国をどのようなチャンネルで、より関与させるかは、引き続き課題として検討したいと思います。

最後に、金融課税の話は、実はBEPSにも金融課税の論点が出てきており、少し細かい論点になるため、ここには明確に書いていませんが、特にBISや、金融規制の絡みで若干BEPSと抵触する論点があり、それは現在、OECDとして議論しています。ただ、古

賀特別委員の問題意識は、恐らく国際課税の話だけではありませんので、金融税制がどうあるべきか、国際課税というよりは、各国の国内法のあり方に関する問題意識であると思います。これに関しては、BEPSではなく、別なワーキングパーティーで引き続き取り上げたいと思いますし、金融の世界はなかなか動きが早いため、OECDとしてもその動きに追従するよう、できる限り迅速に議論を進めたいと思います。

○中里会長

野坂委員、どうぞ。

○野坂委員

日本が主導する形でこのようなBEPSの議論が順調に進んでいるということは、大変心強く感じました。その上で一点質問をしたいのですが、行動13の多国籍企業グループについてですが、この対象の線引きについては各国で大体すり合わせはできているのでしょうか。

また、日本としてはどのような考えで臨んでいるのかを教えてくださいませんか。

○浅川国際局長

対象の線引きについても現在議論を行っているところです。例えば、各国に子会社がある多国籍企業に対して、全てこのようなリクワイアメントを課すということは多少過酷ではないかといった論点があり、そこはどのような規模で、どのような範囲の多国籍企業にこの義務を課していくかは、引き続き作業部会で検討し、恐らく、来年1月の租税委員会本会合で議題に上がると思います。そこで決まる話であると思いますが、当然、先ほど佐々木特別委員がおっしゃった不必要な事務負担が企業グループに関わることがないように、適正な範囲が限定されると思います。

○中里会長

時間の関係もありますので、今後またこの問題について議論する機会を設けたいと思います。

○浅川国際局長

会長、一つだけよろしいですか。

○中里会長

どうぞ。

○浅川国際局長

最後に一点お話をさせてください。BEPSとは、課税主権に対する一つのチャレンジという意味で、面白いプロジェクトだと思います。ただ、法人税率をどこに決めるかというところは主権そのものであるため、BEPSはチャレンジしていませんが、租税回避や税源の移転は、税率の競争以外にも様々なテクニックを駆使して行われています。例えば、移転価格税制や、先ほど申し上げたハイブリッド・ミスマッチ、また、電子商取引がそうです。したがって、今回のBEPSのプロジェクトは、あくまでも課税主権は前提とした上で、むしろ税源の浸食ということで、もう少し問題を広く捉え、協調

行動をとれないかということを考え始めた取組みであるといえます。

特に最後に申し上げた多国間協定の創設は今までには無かった話であり、これが本当に創設されれば、税の世界では画期的なことであり、バイの協定ではなく、多国間でそれぞれの課税権をある意味では制約し合うことに、それぞれの参加国が合意するということであるため、非常に革新的なことだと思います。このような動きを一步一步積み上げることにより、非常に非合理的な税の有害な競争から税の協調へという歩みに少しでも繋がれば良いと思います。

○中里会長

課税逃れや金融取引などというと私も血が騒ぎますが、これは今後様々な議論をしていく必要がある話であり、皆様も、分かりづらい点、気になる点等がありましたら、事務局に御意見をお寄せいただければ、しかるべく対応いたしますので、よろしくお願い致します。

浅川局長、ありがとうございました。

それでは、続いて資料の総11-3の「経済財政運営と改革の基本方針2014等について」、事務方から御説明いただきたいと思えます。

主税局の江島調査課長、よろしくお願い致します。

○江島主税局調査課長

御紹介いただきました主税局調査課長の江島です。

税制調査会におきまして、BEPS以外の項目を様々御議論いただいたところですが、これらについて骨太の方針等で関連する記述があります。この関連する記述について御紹介をいたします。

総11-3の資料の1ページ目を御覧ください。まず、法人税改革についてです。法人税改革については、御案内のとおり、6月27日の税制調査会の総会で、法人課税DGの取りまとめの報告をお聞きいただき、これを了承していただいています。これと前後しますが、このページにあります6月24日の「骨太の方針」では、以下のような記述になっています。

下線部を御紹介しますと、「法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手」し、「数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始」します。「財源については、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。」とされています。

現在、政府部内で、税制調査会の取りまとめを踏まえた具体化に向けた取り組み、検討が進められていますので、この取り組みを見守っていただければ幸いです。

次に2ページ目です。このページはマイナンバーについてです。マイナンバーについても、税制調査会のマイナンバー・税務執行DGで、今年の4月の月上旬に論点整理を

お願いし、取りまとめいただきました。これは「骨太の方針」と同日にまとめた「日本再興戦略改訂2014」に関連の記載がありますが、マイナンバー制度の積極的活用等で、2016年1月に予定されているマイナンバー制度の利用開始、翌2017年1月を目途とされている情報提供等記録開示システム（いわゆる「マイ・ポータル」）の整備に向けた取り組みを加速します。

次の段落で、マイナンバー制度に合わせて導入される個人番号カードについて、次の行ですが、国民への普及に向けた取り組みについて検討を進めます。

その次の段落で、様々な公共性の高い分野を中心に、個人情報の保護に配慮しつつ、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、今年度中にマイナンバーの利用範囲拡大の方向性を明らかにするとされています。この点については、内閣官房において検討が現在進められていると承知しています。以上がマイナンバーについてです。

3 ページ目を御覧ください。こちらは「骨太の方針」についてですが、税制に関する記述があります。タイトルは、「女性の活躍、男女の働き方改革」です。

第一パラグラフ、「女性が輝く社会を目指す」とあります。そのため、男女の働き方に関する様々な制度・慣行や人々の意識、ワーク・ライフ・バランスを抜本的に変革し、男女が意欲や能力に応じて労働参加と出産・育児・介護の双方の実現を促す仕組みを関係者で議論し構築していきます。

最後の部分に下線が引いてありますが、「税制・社会保障制度等について、女性の働き方に中立的なものにしていくよう検討を進める。」というように「骨太の方針」では整理されています。

これに関連して、次の4 ページ目ですが、「日本再興戦略」にやや関連した記述があります。タイトルは同様に、「働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し」です。

二行目に「税制面では、本年3月以降、政府税制調査会において、女性の働き方の選択に対して中立的な税制の検討を行ってきた。」とあります。

その次の下線部ですが、「働き方の選択に対してより中立的な社会制度を構築するためには、幅広く総合的な取組が不可欠である。このため、少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などの社会経済情勢の変化の下、女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、経済財政諮問会議で年末までに総合的に検討する。」と整理されています。

加えて、「税制について」ということで追加の記述があります。「税制面では、自民党・日本経済再生本部の提言や政府税制調査会におけるこれまでの議論を踏まえ、女性の働き方に対してより中立的な制度とする方策について、経済財政諮問会議と連携しつつ、引き続き政府税制調査会において幅広く検討を進める。」と整理されています。

これに関して若干敷衍して申しますと、今春の税制調査会では、働き方の選択に対して中立的な税制ということで御議論をいただき、6月の総会でそれまでの議論を踏まえた論点整理を行っていただきました。この論点整理においても引き続き幅広く検討を進めるとされ、どのように進めていくかについて、本総会でも御議論いただければ幸いです。

これに関連して、最後の5ページ目です。先ほど申し上げた「骨太の方針」、「日本再興戦略」に関連した記述が別途、政府で議論されていますので、御紹介します。右肩に平成26年5月13日、経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会という資料を御覧ください。税制調査会の増田委員と吉川洋委員もこれに参画をされていますが、その中間整理が5月13日に取りまとまりました。

「未来への選択」で、左上、「確実な未来」ということで、まず、50年後も人口減少が加速し、現状のままでは「人口急減・超高齢社会」が到来してしまうと記述されています。

右側に、現状のまま何もしない場合がいくつか整理されており、プラス成長を続けることは困難、マイナス成長が定着、あるいは「人口オーナス」と「縮小スパイラル」の双方が作用、国民生活が低下します。三つ目のポツで、女性、高齢者、若者が活躍できない労働市場の二極化、格差の固定化・再生産等々が未来像として挙げられています。

真ん中に矢印の記述がありますが、「人口・地域」について、2020年を目途として人口減少が加速する前にトレンドを変える必要性が指摘されています。

その下の「未来への選択」についてですが、制度、政策や人々の意識が速やかに変われば、こういった流れは変えられるとした上で、二つ目のポツ、若い世代や次の世代が豊かさを得て、結婚し、子供を産み育てることができるよう集中して改革・変革が必要であるという御指摘です。

いくつかの分野に整理が分かれています。①から⑤の税に関連する記述としては、例えば、①人口は、50年後に1億人程度を目指すということで、国民の希望どおり子供を産み育てられる環境を作り、1億人程度の人口を保持するといった部分です。あるいは、③人の活躍は、年齢、性別に関わらず能力を発揮するという一方で、男女の働き方改革により、能力や意欲に応じた活躍の機会充実を作らねばと指摘されています。

これを税制としてどう受けて、御議論いただくかですが、主たる改革分野としては、一人一人の生き方や生活の仕方に密接に関係する個人所得課税が大きなキーポイントになると考えています。これも今後の議論の御参考としていただければ幸いです。

○中里会長

今の御説明に関する御意見、御質問等があれば、順次頂戴したいと思います。
増田委員、どうぞ。

○増田委員

最後の部分についてですが、「選択する未来」委員会に出席していますので、少しコメントさせていただきたいと思います。

人口について、1億人程度を50年後に維持すると、正確には保持すると書いてありますが、このような人口目標が入ったのは初めてであると思います。これから急速な人口減少社会が来るため、50年後に1億人ということは、2030年までに出生率を2.07まで上げなければ、この数字に到達しませんので、相当ハードルは高いですが、これは大変意味があることではないかと思うことが一点目です。

そして、人口減少のスピードが地域間によっても相当違ってきます。いわゆる地方の方が早いのですが、上の黒ポツで「地方で4分の1以上の自治体が消滅可能性」と書いてありますが、消滅可能性というのは、私の別の提言グループで使っていますが、持続可能性に対しての消滅可能性ということで、人口数の面でサステナブルでない程度に減少するという意味で使っています。地域間の人口減少のスピードが違うため、この問題は市町村単位で、その理由と対策をきちんと講じていかなければならないと思います。

下の方で、五つのグループがあります。「地域の未来」は私が主査で担当していますが、地域でももう少し働く場を作ることや、キーワードとして「集約・活性化」と書いていますが、地方のいくつかの中核都市に若い人向けの働く場、人がいるということは三次産業が成り立つ可能性が高いため、そこに様々な働き場を作り、そこが周辺都市をしっかりと支えていくという考え方が必要であると思います。そして「骨太の方針」の閣議決定文の中にも東京への一極集中に歯止めと書いていますが、若者が東京の方面に出て行く構造を、今言ったようなことで抑える必要があるのではないかと思います。

いずれにせよ、財政制約や、様々な問題がこれまでも指摘されてきましたが、人口がこれからの世の中を考えていく上で基本になりますが、制約要因として考えられることに対して、政府全体の政策面できちんとした対応を考えていく必要があります。人口は必ず減りますので、税制調査会として、どれだけそれに合った税制面の制度を仕組むことができるのかということに、これから関わっていく必要があると思います。相対的に言えば、人口問題を政府の中できちんと正面から捉えたことを高く評価していることを申し上げます。

○中里会長

増田委員には、吉川洋委員と御一緒に「選択する未来」委員会と、この税制調査会との間のリエゾンを今後ともよろしくお願いします。

○土居委員

先ほど御紹介いただいたように、法人税改革は来年に、来年の10月に消費税率は10%に私は予定どおり上げるべきであると思いますが、消費税の改革が取り組まれること

になると、2010年代後半は所得税の改革を厳正に行う必要があると思います。もちろん、これまでも税制調査会で議論したように、配偶者控除がありますが、それ以外にも、既に税制調査会で資料が示されたように、本来、得た収入のうちから所得控除で大幅に控除され、実際は3、4割程度の部分のみしか課税所得にならないといった研究もあり、そもそも所得税の課税ベースが小さいというところに大きな問題があると思います。もちろん、税負担を誰にどれだけ求めるかというのは様々な工夫ができるため、税額控除を設けることや、税率の構造を変えるといったようなことを行えば良いのですが、そもそも課税される対象にすらならないような形で、所得控除でどんどん控除されているということは、問題があると思います。そこで、所得控除から税額控除へという方向性、さらには給付付きということも税額控除の中では考えられると思いますが、そのような方向性で考えることが必要だと思います。それは、配偶者控除の話だけではなく、我が国の租税の3原則である中立の原則にもそぐう方向になると思います。

それから、もう一つの原則である公平の原則の観点からしますと、やはり世代間の公平をより期していくことは重要だと思います。つまり、同じ所得を得ながら、若い独身の方は所得税がかかるが、高齢の年金収入を得ている方はほとんど所得税が掛からないということが起こることは、やはり問題がありますし、非課税年金と言われる高齢者に対する遺族年金には全く課税されていないという状況があるため、そのような所得に対しても、同じ所得であれば、しっかり所得税を課すという形の控除の見直し、これは公的年金等控除の見直しでもあり、非課税年金に対する対応もしっかり議論するべきではないかと思います。

○中里会長

佐々木特別委員、お願いします。

○佐々木特別委員

先ほど御説明いただいた資料総11-3の1ページ目ですが、「日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高める」の箇所にもしっかりと下線を引いて、方向性をぜひ出していただきたいと思います。この方針で行きますと、やはり欠損金の繰越控除の面積を現行より減らすことや、研究開発税制の税額控除限度額縮減を行うことなどは、競争力強化に逆行しますので、競争しているものに対して競争力をつけるということをお願いしたいです。また、銀行などの特殊なエリアの業種の方々の受取配当金の益金不算入が実質的にできなくなることがないように、そして、古賀特別委員が、政労使で様々な賃金の話がされていますが、賃金課税になるような外形標準課税の安易な拡大などがされないよう、しっかり守っていただきたいと思います。賃金を上げて税金を徴収されれば二重の負担になるため、とても競争力強化どころではないと、我々は非常に恐れています。

そして、3ページ目の女性の働き方について、これは中立的なものにするという話

で良いと思いますが、4 ページ目の下の箇所に民間の配偶者手当の見直しといった話があります。これは伊藤委員にお願いした方が良いのかもしれませんが、ご存知のとおり、今の少子化そのものについて、フランスは家族関係の社会支出をGDPの3.2%程度まで上げている中、日本においてその水準まで上げると約10兆円規模の更なる支出が必要になります。10兆円かけるということは、徴収した消費税をすべて使用することになり、なかなか出来ないことではあります。少子化対策を考えると、一つは、社会保障給付費の約9割が高齢者中心の年金、医療、介護へと向けられているのを是正する方向でしっかり少子化手当をしていく中で、民間の方も、同様に103万円、130万円の壁に近いところで配偶者手当を出しているところが多いので、子ども手当に重点を置くような流れが醸成されるよう、ぜひ諮問会議で働きかけていただきたく、よろしくをお願いします。

○中里会長

大田委員、お願いします。

○大田委員

配偶者控除は一つの課題になると思いますが、今年の前半に議論したときは、「女性の活躍促進」という目的が前面に出ており、それほど今の制度は阻害しないという議論が出ましたが、「女性の選択への中立」という目的で、働くことと働かないこと、それから、どういう形で働くかという選択に歪みを与えないという中立という観点で議論することが大事であると思います。

それから、配偶者控除に限らず、法人課税の議論では、給与所得控除が法人形態と個人事業形態の選択に歪みをもたらすという議論が随分出されました。また、それ以外にも、例えば、退職金の控除は、20年以上働くと控除額が大きくなるということで、これも転職するかどうかということに対して歪みをもたらします。働き方がかなり多様になっているにもかかわらず、制度がそれに追いついていないという状況があり、多様な働き方を制度が阻害していないかどうか、これは規制改革会議でも議論しますが、税の側でも、多様な働き方の中でいずれかに税が不利を与えているのではないか、あるいは歪みを与えているのではないかということで、幅広く控除を見直すことが必要ではないかと思います。

さらに、高齢化ということを見ると、勤労者が徐々に減っていきます。その中で社会保険料控除は今のままで良いのか、公的年金等控除もこのままで良いのか。かなり環境が変わる中で、所得税のあり方を根本から見直すことは私も賛成です。

○中里会長

赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

私からは、増田委員も少し議論されていましたが5 ページ目の未来の選択について少し意見を述べたいと思います。私は「地域の未来」のワーキンググループにも参加し

ており、議論をしていますが、ここでは税制を考えるということですが、人口減少をどのように捉えて、その税制を将来に向けてどう設計していくのかということがとても大事だと思います。人口減少社会が、例えば、産業、地域、人材育成、人の活躍、教育も含めて、どのような影響を与えるのかということについて、先行研究はいくつかありますが、まだまだ少ないと感じています。特に、税制とも関わりますが、自治体の歳入や歳出などにどのような影響を与えていくのか。歳入は人が減ると減っていく部分もあるでしょうし、歳出は人が減っても、インフラ歳出などは、今後、維持のメンテナンスなども考えると減らないという部分もあり、そのような部分への影響を今後、もう少し勉強しようと思いますし、今後に向けては、しっかりとしたエビデンスや、シミュレーションをし、長期的な視点から政策立案を行っていく必要があると思います。全体として、人口が減少しても強い国づくりができるような仕組みや、コンパクトシティも含めた、人口減少時代に合った地域づくりを促進する税制の仕組み、そのようなところから税制調査会としても議論を進めていくことが重要だと思います。

○中里会長

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員

私から、古く新しい問題として三点程取り上げたいと思います。一つは金融所得課税についてです。私もまだ新米の頃に金融課税の小委員会に駆り出され、金融課税の一体化という議論があったと思いますが、恐らくマイナンバーが出てくることによって、この一体化についても現実味が出てきています。そして、金融課税の強化についてですが、これは法人税減税の見返りであるという部分もあると思います。しかし、再分配、公平の観点から見ても、金融課税の強化が問われているということもあるため、まずは金融所得課税をどう見直していくか、損益通算を含めて一体化をどこまで徹底できるかということをもう一度考えてみる価値があると思います。

そして、二点目ですが、これから課税ベースを広くし、所得税を抜本的に強化していくということは、正しい流れだと思いますが、ここにも所得の捕捉という古い問題があります。これは法人税の問題においてもありましたが、いわゆる法人成りや、赤字企業の問題など、類似した話ではありますが、正しく所得が捕捉できるかというところは大きなチャレンジであると思います。さもないと、一部の人たちに負担が偏ることになり、所得課税の問題を議論すると、必ずこの問題が出てきますので、所得の適切な捕捉というところでどう取り組んでいくかを考える必要があります。また、ある意味、小規模な自営業者課税や、ミニマム代替税など、所得捕捉の難しい分野での課税のあり方ということも考える必要があると思います。

さらに、三点目は、所得税ではありませんが、地域の活性化というときに、意外と使えるツールが実は固定資産税です。かつての地価税と同様の議論ですが、固定資産税の土地に対して適正な評価を行うことによって、ある意味、土地の有効利用も行え、

コンパクトシティというのであれば、ある種、そのような経済活動の誘導という面にも使えますので、もともと自治体の主要な財源でもあり、固定資産税の再構築というのは、地方の観点から見れば重要であると思います。

○中里会長

古賀特別委員、お願いします。

○古賀特別委員

働き方に中立な税制という観点からすれば、女性の配偶者控除や、女性の活躍促進というテーマだけではなく、例えば、障害者の問題や、働きたくても働けない、やむなく被扶養者になっている人の扶養控除という課題も大きくあります。いずれにせよ、この議論は先ほども少し出ていますが、所得再配分機能や、所得控除から税額控除ないし手当への振り替えといった方向性をどうしていくのかなど、そのような観点から、扶養控除を含む人的控除全体のあり方について議論すべきと思います。

加えて、国民生活の安定・安心と財政の持続可能性の視点から、所得税、消費税、法人税等々、税制全体の改革の中でこの種のことがどのように位置付けられるのか、それらのことについても明確にしながらの議論が必要であるということを要望します。

○中里会長

全体の中でということですね。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員

5 ページ目の未来への選択と所得税の関係で、意見というよりも質問なのか、あるいは今後の進め方に対する、ある種の期待になるのかもしれませんが、最初に土居委員などがおっしゃったように、所得税の改革をきちっと考える非常に大事なタイミングであるというのはそのとおりであり、恐らく様々な課題があると思います。一方で、選択する未来、特に長期の人口の問題を考えると、様々な問題が出てくるということ了指摘し、問題が今、議論されていることも大事であると思いますが、選択する未来の中から所得税の問題を議論すると、当然、様々な制約があります。所得税関係の問題は、より広範なものを含んでいます。ただ、一方で、この中に出てきている人口の問題や、地域の問題、高齢化、あるいは社会保障の問題もあり、個々の論点を詰めると、そこで所得税の特定の問題が浮かび上がるということはあると思いますが、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、例えば、地域の問題を考えると、むしろ所得税より固定資産税の問題の方が大きな問題があるかもしれないというケースもあります。未来への選択のレポートが出てきて、それをベースに所得税の配分も大事だという御説明を受けましたが、それについてはしっかり整理しながら、どのようなスタンスで所得税改革を議論するのかということが、これから先の議論で明確になれば良いと思います。

○中里会長

今後とも御意見を頂戴して、軌道修正をその都度図りますので、よろしくお願

ます。

高田委員、お願いします。

○高田委員

私も「選択する未来」委員会の5ページ目の箇所をベースにお話しいたしますが、ここの議論の中で時間軸というものが示され、その時間軸を少し考えに入れた議論が必要になるのではないかと思います。また、税項目の全体の中でというお話が先ほどもありましたが、時間軸、全体ということ、もう一つ立ち返って議論する良い機会になったのではないかと思います。

とりわけ、こちらの委員会の中においても、2020年といった一つ目途が出ていますが、日本の人口を見ると、2008年から減少に入り、2020年辺りからジェットコースターが下に向くような形で、急に落ちるような時代です。そうすると、ちょうど今、アベノミクスで、ある程度回復し、そして2020年オリンピックになります。2020年辺りまでの間にかなり議論をしておかなければ、そこから正にジェットコースターが落ちるような時代に入ってしまう。そうすると、これからの5～6年が残された貴重な機会であり、この期間に上手く議論をしなければ、それ以降、ジェットコースターが下り出してからは、これを食い止めるのはなかなか難しくなるのではないのでしょうか。その間に、税も含めた、場合によっては歳入、社会福祉、年金も含めた、かなり幅広い議論をする必要があるのではないかと思います。

当然、人口の議論ということになると、先ほどの議論の中では、女性の活躍、活動の広さということにもなりますし、場合によっては、よりダイバーシティを考えて、外国人をどのようにするかといったことも含めた制度設計をどうするかということも出てくると思います。また、そのようなものを含めた意味で、インフラとしてのマイナンバーといった問題も出てくるとなると、この1、2年で、どのような時間軸を設定して考えるか、今が非常に重要な時期なのかもしれません。

こういう視点に立ち、これから先の、消費税、法人税を対応しつつ、また幅広い所得税の議論や、幅広い制度設計を考えると、このような視点を、今、我々は税制調査会の中でも共有する必要があるのではないかと思います。また、そのように今回の問題提起を通じて考えた次第です。

○中里会長

田近委員、お願いいたします。

○田近委員

今まで税制調査会で議論したことを多少思い出しながら、これから、あるいは今、どういったことが議題なのか話をします。既に多くの議論がありましたが、ここで配偶者控除について、もう決定したかのような形で、それは女性の社会参加ということで議論を行いました。その話を聞いて分かったことは、一つの控除のみを取り出して議論をすることは、なかなか難しいということと、配偶者控除と言いながら、大き

な問題は、社会保険料負担をどうするかを考える必要があるということです。税と社会保険の問題が同時にあります。

そのため、控除については既にいくつか指摘がありましたが、私の考えを付け加えると、所得控除の問題の一つは、限界税率が50%を超えるところで控除を増やせば、結局、高額所得者の方が得をすることになります。皮肉なことですが、低所得者の税負担を減らすために控除を増やすと、それは高額所得者の方にも響いてしまいます。そこで、課税ベースを広げて税率を下げていけば良いという議論になりますが、では低所得者はどうするのかといった問題が出ます。そこは税額控除などで税を軽減することで対応するといった方針になると思います。したがって、この議論は、多くの指摘も踏まえ、きちんと議論して、税と社会保険料を同時に見つつ、どのように負担を適正化していくのかという議論が一つ考えられます。

そして、地方についての議論もありましたが、地方こそ、地方サービスの対価として個人住民税を10%の税率で取るというのであれば、それこそ課税ベースを限りなく広げていくべきであり、そのような議論も行えば良いと思います。スウェーデンなどを見ると、個人所得税は基本的には100%ですが、実は100%以上、地方のものになっています。上乘せ部分を中央政府は取っていますが、それは返還しています。したがって、国はむしろ所得税収はマイナスであり、地方は100%以上取っているということになります。その代わり、地方の所得税の控除は、ほとんどないという形です。それも所得税課税としてあります。

さらに、もう一つ、今までの議論を聞いていまして、もっと議論しなければいけないと思ったことは、中小企業課税についてです。捕捉の問題ももちろんあると思いますが、そもそも中小企業の所得が、資本に帰属した所得なのか、あるいは働いている人の労働に帰属した所得なのか分かりません。それが本質的な問題であり、所得に対する課税が少なければ内部留保を増やすでしょうし、企業に対する負担が少なければ企業の所得を増やすでしょう。それが企業所得控除の問題としてありますが、いずれにしても、中小企業の問題は、所得税のアキレス腱のようなものであり、非常に難しいということも踏まえ、私は抜本的にこの税制調査会で議論を出し、どのあたりで皆が合意できるのかということ、やっていきたいと思っています。

○中里会長

野坂委員、お願いします。

○野坂委員

私は二点、意見を申し上げたいと思います。

まず一点目は、法人税改革についてです。税制調査会において6月に改革のペーパーをまとめ、方向性を打ち出しました。それに沿った形で政府与党が大詰めの協議に入っております。恒久減税については、恒久財源を探す、または課税ベースを拡大するという方向性を税制調査会としてメニューを提示した意味は大変大きかったと思

ます。それに沿って具体的に、10、11、12月と、年末に向けて、政府与党でどういう形で実効性のある法人税改革が行われるのか、税制調査会としてもしっかり見ていかなければいけないと思います。我々が示したメニューがどのような形で、より意味のある形で課税ベースが拡大されたのか。そうでなければ、財源をしっかりと確保しないままの法人税改革が行われるようであれば、大変由々しい事態であり、そこはしっかり見ていく必要があると思います。

二点目は、資料の5ページ目の人口減社会についてです。ほかの先生方がおっしゃっているように、人口が減り、消滅してしまうような市町村が出かねないという将来予測の中で、税制がどのようにこの事態に対処していくのかを考えることは大変意味があると思います。これまで議論した配偶者控除の見直しなど、女性の働きやすい環境づくりのことも関係しますが、税制が全てを解決できるわけではなく、総合的な政策のパッケージの中の一つとして重要な役割を持つと思います。今後、個別具体的にはこれから議論していくと思いますが、地方創生、人口減社会に対して税制がどうあるべきなのかを考えていく必要があると思います。

また、当然のことながら、ほかの先生方がいわれますように、個人所得課税、働きのいの中で、従来は60歳程度までであったのが、70歳ぐらいまで働いているということがこの資料に書いてありますが、現役という概念も変わってくると思います。そういったことを踏まえて、どのように個人所得課税を考えていくべきなのかを考える必要があります。

さらに、もう一つとして、現役世代と高齢世代の課税のバランスについては、これまで以上により一層考えなければいけないのだと思います。余りにも現役世代にばかり過重な負担を課すようであると、恐らく子育て世帯にとって大変打撃であり、一段と人口減を促進しかねないため、幅広い観点から、世代間の公平にも目配りした税制の論議が求められていると思います。

○中里会長

田中特別委員、お願いします。

○田中特別委員

今日の未来への選択の項目にもありますが、地域の未来や、成長、発展を考えると、ローカルのことにも考える必要があると思います。法人税課税については、私の感覚では、グローバルの視点が中心であったと思います。さらに言うと、中小企業のことについて、一歩進んだ議論がなかったのではないかと思います。一律の規定やルールの中など、このような誤魔化し方もあるのかというところであり、全体について考えていかなければならないと思います。国民負担における企業の役割がどうかということについても、ここでは法人所得課税の話しか出ず、ほかのことについては出ていませんでした。多くの中小企業については、個人所得を通じて税を払っているということが当然ありますが、そのようなことを考えず、一律に議論していたように思い

ます。これから地方を考えると、中小企業の役割は大変重要であり、そのようなことについてしっかりと捉える必要があると考えています。先ほど田近委員がおっしゃったとおり、中小企業に対する突っ込みも少し必要になると思います。そのような面で、法人課税だけではなく、全体の所得税や、事業税などといったことに展開していくことが当然のことであると思いますし、その中でもぜひ中小企業についてもう一度捉えていただきたいと思います。

○中里会長

宮崎委員、どうぞ。

○宮崎委員

2週間ほど前に政府主催で「女性が輝く社会をつくる国際シンポジウム」が行われたのは、皆様、御高承のとおりであると思いますが、私も参加していました。実は、1980年代には欧米各国でこのような会議はたくさん開催され、イコールオポチュニティーをどのように手に入れるか、あるいはインビジブルディスクリミネーションをどのように解消するのかなどがテーマでした。当時の英国のサッチャー首相のお話が印象的だったのですが、「英国においても、能力があるからポストに就けたら偶然女性だったのではなく、女性だからそのポストに就けている段階である」と、おっしゃっていました。

30年遅れて、今、我が国はこの段階に来ていると思うと、非常に感慨深いものがあります。女性の働き方に対して中立的なインフラの整備がいまだできていないと感じるのは事実で、先ほどからお話に出ている配偶者控除の問題などに留まらず、法やルールや仕組みを整えてはじめて国際比較を同じ土俵の上でできると痛感しました。そのような意味からも、もちろん国家運営の歳入歳出のバランスということが第一義ではありますが、税制が、女性の社会的位置づけを表現でき、どのような姿勢で国家建設を進めていくのかが客観的に分かるような形で、象徴的な改正をしていただきたいと思いますということが一点目です。

そして、もう一点。人口は1億人程度を維持するという大前提があるようですが、なぜ1億人なのか、本当に維持する必要があるのか、そのためには、例えば、外国人の移民を入れてでも1億人を維持するという方針なのかということは考える必要があると思います。「このくにのかたち」を経済社会で創るのに適正な規模が1億人だとしたらどのような根拠なのか。

もう少し内訳を細かく見ると、もちろん企業によって違うと思いますが、例えば、社員の構成について、今後団塊の世代が退職していくと、30代、40代がとても手薄になる構造になってしまう企業も多いと思います。これはバブル崩壊の影響を直撃で受けて当時の採用に偏りがあったためかと思いますが、企業だけではなく、例えば、教員においても、年齢構成が各県でそうであると思いますが、30代、40代の層が薄くなっています。退職した世代を再雇用したり、様々な形で活用するにしても、ノウハ

ウの伝達など、様々なことが非常に困難です。量だけでなく質的にも継承すべきものがつつがなく受け継がれるのに支障のない制度になっているのか。世代や業種ごとの考察も含めて配慮していく必要があるのではないかと思います。

○中里会長

神野会長代理、いかがですか。

○神野会長代理

委員の皆様方の御意見は、所得税の問題に少し焦点を絞って議論したら良いのではないかとこのことだと思います。これは女性の働き方から多様な働き方、様々な要請や、問題解決的といいますか、そのような問題に対応する意味でも、焦点を移していくべきであると思います。ただ、そのような問題だけではなく、税制調査会は中長期的なビジョンや課題に応えることが使命であるため、もう少し広い観点から、これまでの課題を含め、法人税、消費税、所得税の議論を行いつつ、問題解決的に対応するとなると、どうしても中立性の問題に焦点が当たるかもしれませんが、応能性や公平性など、税収の調達機能もかなり落ちています。そのようなことも含めて、少し中長期的な検討を含めて取りかかることが示唆されていると思います。

○中里会長

それでは、自由討議は終了いたします。我々がこれまで議論したことをある程度まとめた中間取りまとめや、論点整理など、そこで議論してきたことについては、今秋に、政治過程の中で、具体的な問題として様々な議論がなされていくと思います。したがって、基本的には政治的な議論にお任せすべき点は多いと思います。もちろん、だからと言って我々が何も言わないということではなく、理論的に中長期的な観点から物申すべきところもあると思いますが、今の御意見を伺いますと、所得税を中心にしばらく議論していくのがいいのではないかという感じを持ちました。そのような意味で、本日は非常に有意義な議論ができたのではないかと思います。

「働き方の選択に対して中立的な税制のあり方」については、御承知のとおり6月にまとめた論点整理においても、配偶者控除だけでなく、扶養控除や給与所得控除なども含め、幅広い観点から議論すべきであるとの指摘が既になされています。また、本日御議論いただいたとおり、人口減少や、家族のあり方、あるいは働き方など、経済や社会の変化を踏まえ、所得税をはじめ、税制のあり方について、税制調査会において中長期的な観点から検討を進めていく必要があります。

このようなことを踏まえ、今後の進め方ですが、10月に3回程度、基礎小委を開催し、「働き方の選択に対して中立的な税制」を中心として、主に個人所得課税に関する論点を整理し、その後、総会で御議論いただくためのたたき台としてはどうかと思います。この問題は、家族のあり方や働き方等に関連するものであり、国民の関心は非常に深いと考えられますので、丁寧にここで議論する必要があると思いますので、基礎小委での論点整理を経て、総会においても、全員参加のもとで十分御議論いただ

きたいと思います。

このような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。

それでは、今後、基礎小委において議論を進めていきたいと思いますが、その後、総会にももちろん諮ります。

次回の総会については、基礎小委での議論の状況なども踏まえながら調整して、改めて事務方から皆様に御連絡いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の会議は、これで終了といたします。お忙しいところ、お集まりいただき本当にありがとうございました。